

むつ横浜風力開発株式会社「（仮称）むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年1月16日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、むつ横浜風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡横浜町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大130, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年	2月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年	5月11日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成30年	5月25日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成30年	7月31日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成30年	10月 4日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	平成30年	11月27日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成31年	1月16日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742（直通）

むつ横浜風力開発株式会社「(仮称) むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 建設機械の稼働に係る大気質(窒素酸化物、粉じん等)の調査及び予測地点について、対象事業実施区域周辺には保全対象となる住居等が存在することから、これを踏まえて適切な地点を選定すること。
2. オオセッカ、クイナ類等の湿地草原棲鳥類の調査については、生息状況を把握するため、適切な調査手法を選定すること。
3. 景観の調査地点については、鷄沢地区及び松栄地区が対象事業実施区域に近接していることから、これらの地区を代表する地点を追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)